

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和5年度の地方消費税（社会保障財源化分）の予定収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 158,993 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,244,440 千円

（単位：千円）

区 分	令和5年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	933,196	72,954	860,242	307,904	185,320	70,009	297,009	37,947
	老人福祉費	791,825	39,756	752,069	20,739	69,954	16,740	644,636	82,360
	児童福祉費	1,379,946	517	1,379,429	777,332	316,350	95,781	189,966	24,271
衛生費	保健衛生費	358,638	135,968	222,670	47,718	10,008	52,115	112,829	14,415
合 計		3,463,605	249,195	3,214,410	1,153,693	581,632	234,645	1,244,440	158,993

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分